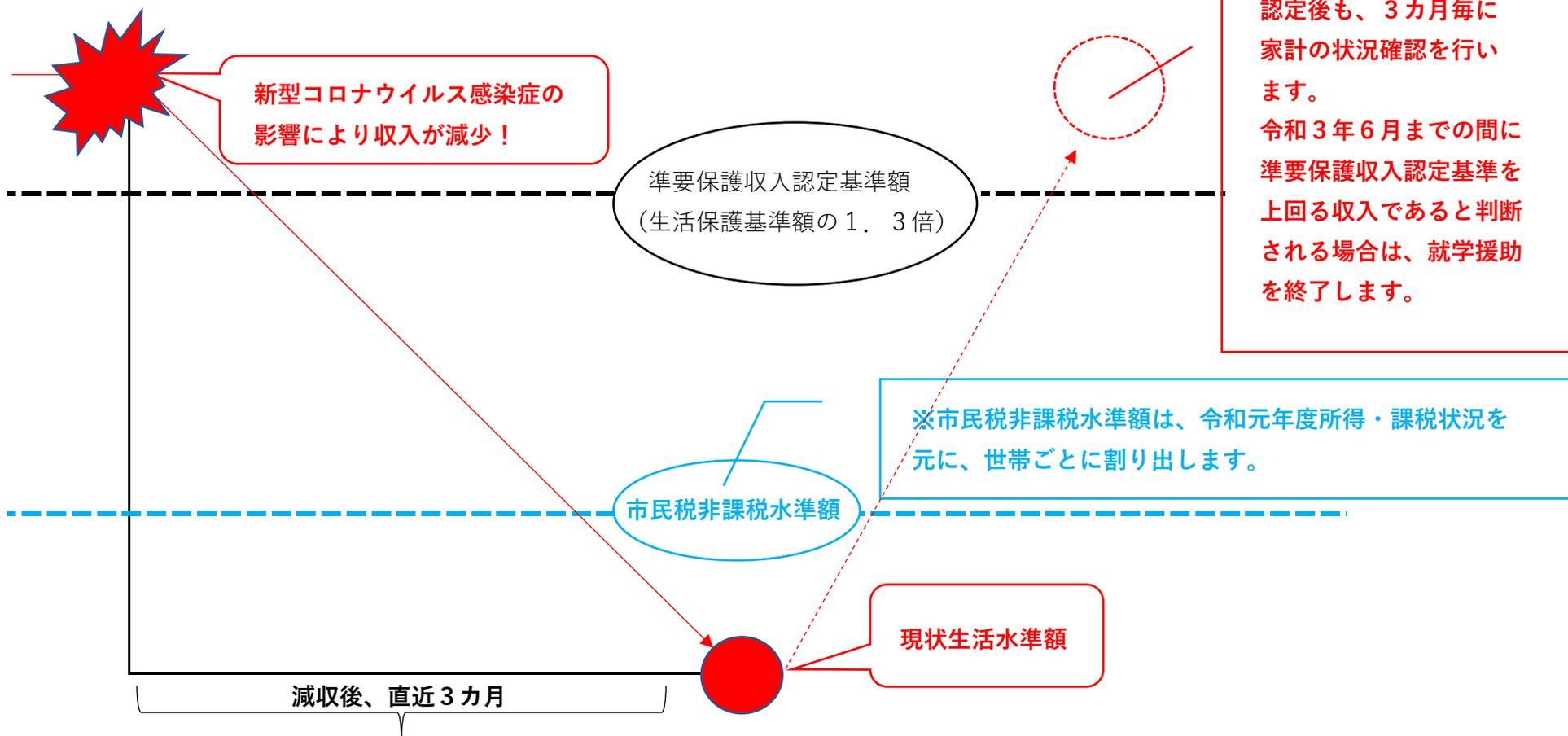
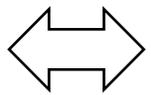


新型コロナウイルスの影響による家計が急変した世帯（申請から認定までの流れ）



認定後も、3カ月毎に家計の状況確認を行います。令和3年6月までの間に標準保護収入認定基準を上回る収入であると判断される場合は、就学援助を終了します。

直近3カ月の給与明細等の書類を元に、現在の平均月収を割り出します。
↓
平均月収 × 12カ月 = 年間見込み額
↓
= 「現状生活水準額」



「現状生活水準」が「非課税水準額」以下であれば認定！

- 原則の審査においては、収入基準を「前々年、又は前年」として審査を行っています。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響で世帯収入が急変された場合は、「現在」の世帯の収入の状況で審査をします。
- また、左記期間中に、生活福祉資金貸付制度（緊急小口貸付）等の公的支援を受けた場合も、書類等で審査をします。